

市印鑑届けや印鑑証明の交付が規定されていましたが、法人代表者は法務局にも印鑑届けを出しておらず、市への届けや証明書の請求にも、同局の印鑑証明等を添える必要があるため、市

法人代表者の 印鑑登録を廃止しました

市印鑑条例には、これまで個人のほかに、法人代表者や役員の印鑑届けや印鑑証明の交付の発行する印鑑証明の効果がうすいことから、市が取り扱う印鑑届けは、本市に本籍があるか住民基本台帳に登録されている者、または本市に外国人登録が出されている者に限るよう、条例が改正されました。

市計画事業による児童公園を、新細尾町の元古河電工社宅男体寮跡に建設することになりました。

敷地の面積は二、六〇〇平方メートルで、スベリ台やブランコなどの遊戯施設も設けられます。都計画法によつて、次とおり

なお同法の規定により、一般市民および利害関係のあるかたは、縦覧期間内に市長に意見書を提出することができます。

■都市計画事業の種類＝公園

子供たちに安心して遊べる遊び場を与えようと、市は、これまで松原町、田母沢などの児童公園の建設を進めてきましたが、今年度も、都市計画事業による児童公園を、新細尾町の元古河電工社宅男体寮跡に建設することになりました。

三回案をお見せしています

■都市計画を定める地内＝清滝

新細尾町地内（三階）

■同縦覧の期間＝七月二十五日



ベルマーク集めに ご協力ください

「ベルマーク」とは、財団法人教育設備助成会が行なつてゐる運動で、これに参加する会社の商品パッケージなどに、題字

上のカットのようなベルのマークをつけ、学校単位でこのマークを切り取つて集め、同会に送ると、マークの数に合わせて学

校の希望する教材用具を贈つてくれるというものです。

寄贈される品物は、大はピアノから小はドッヂボールに至る約百種類にのぼり、市内の各小学校でも、児童や保護者に呼びかけて、毎年、各種教材の寄贈を受けています。

六月十六日から七月十五日までに、善意銀行にお金や品物をお寄せいただいたかたの、お名前をお知らせします。ご協力ありがとうございました。

△大橋作治（東小来川）千円

預託 善意銀行

△鶴島清治（安川町）千円。

△安良沢婦人部（代表西村カズエ）五千円。△安良沢老人クラブ連合会（代表阿波相一）二千円。以上、日光地区養護老人ホームに。

△松島ハナ（細尾町）一万円。△島田シゲ（中鉢石）二千円。△桜井政子（下鉢石）三千円。△岡崎貞亮（中鉢石）一万円。△斎藤イチ（下鉢石）二千円。以上、日光市母子福祉のために生まれた教材用具が生まれることになるのです。

△清滝三丁目子どもクラブ中学生（代表星野太賀志、柿沼由紀子）清滝保育所のたなばた飾り付け奉仕。

△鶴島アヤ（安川町）おしめ二十枚。老人入院患者に。△石塚作市（清滝二）一九型テレビ一式。市内援護家庭に。△星野徳治（清滝三）たなばた用青竹三本。清滝保育所に。△すずらん会（代表高橋マサ子）ぞうきん十七枚。市内施設に。

△掛川きみたけ（小田原市）三百円。△知野カツ（稻荷三）一千五百円。△交通児のために。△竹沢啓三（御幸町）五百円。下野三楽園に。

さんのマークを集めなければならず、児童たちだけでは思うようには集まりません。

市民の皆さんも、ごみ箱に捨てる前に、ちょっとパッケージに注意され、ベルマークがついたら、その部分だけ切り取つて、近所の小学生に渡してあげください。拾てられるはずのごみの中から、児童たちのための教材用具が生まれることになるのです。

住所を変えたら 住民基本台帳の届出を

住民基本台帳は、市のすべての仕事のもとなるものです。この制度は、皆さんの居住関係を証明することはもちろん、教育・保育・福祉・衛生・選挙

の義務に関する、市のすべての仕事のもとなるものです。

この制度は、皆さんがた住民の権利義務に関する、市のすべての仕事のもとなるたいたせつな制度です。

住民基本台帳に記載されていませんと、市からの通知や案内なども届かないことになり、たいへん不利益になりますので住所を変えたり、家族に異動が

事業所統計調査にご協力を 調査現在日 9月1日

総理府統計局では、全国のすべての事業所を対象に、3年に一度「事業所統計調査」を行なっていますが、今年は9月1日現在で同調査が行なわれます。

8月下旬から9月上旬にかけて、知事の任命を受けた調査員が、市内の全事業所を訪れますので、調査にご協力くださるようお願いします。

なお、調査の個々の内容は、法律で固く秘密が守られますので、正しい申告をしてください。



市印鑑届けや印鑑証明の交付が規定されていましたが、法人代表者は法務局にも印鑑届けを出しておらず、市への届けや証明書の請求にも、同局の印鑑証明等を添える必要があるため、市

心配ごと 相談所 高齢者職業

8月11日 小来川支所
18日 清滝公民館（人権・行政問題合同相談）
25日 稲荷町公民館

※時間は午前10時～午後3時

ありますから、すぐ市役所市民課または、支所・出張所に届けてください。